

飲酒運転は絶対にやめましょう

年末年始にかけて、忘年会や新年会で飲酒する機会が多くなります。飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転は絶対にやめましょ

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

年金だより

▼源泉徴収票が送付されます
老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。

このうち65歳未満で老齢年金の額が108万円以上の方や、65歳以上で老齢年金の額が158万円以上の方は、所得税を年金から源泉徴収することになっています。

老齢年金を受け取られてる方には、日本年金機構から「源泉徴収票」が1月下旬に送付されますので、確定申告等の際にご活用ください。

もし「源泉徴収票」を紛失された場合は再発行ができませんので、年金事務所までお問い合わせください。
※障害年金・遺族年金は非課税ですので、源泉徴収票

の送付はありません。【問合せ】ねんきんダイヤル ☎ 0570・051165、青梅年金事務所 ☎ 0428・303410

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認について

年末調整及び確定申告に用いる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額に関する電話での問合せは、個人情報保護の観点から、お受けしていません。納付額を確認する場合は、身分証明書を

持参し、市役所1階3番収納課窓口にお越しください。
なお、納税義務者と別世帯の方が来庁される場合は、身分証明書に加え、納

税義務者からの委任状（様式不問）が必要です。【問合せ】収納課 ☎ 551・1578、保険年金課 ☎ 551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767、介護福祉課介護係 ☎ 551・1764

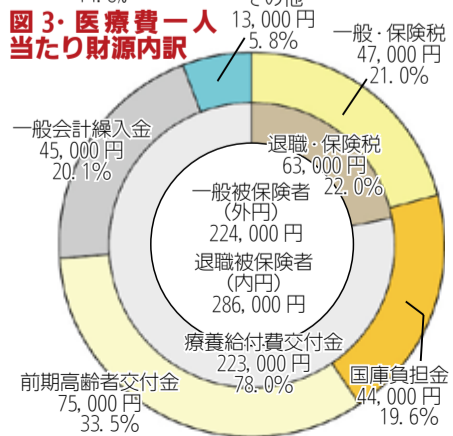
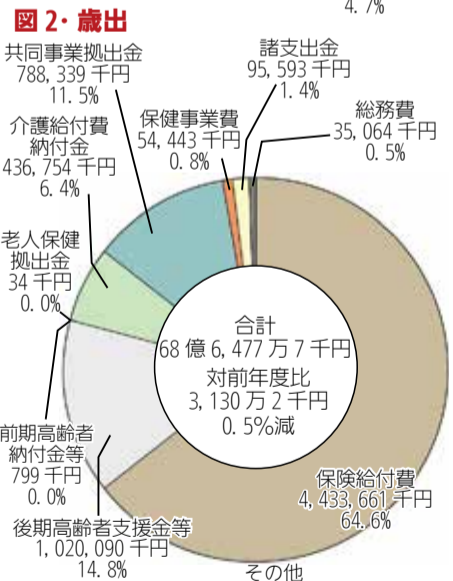
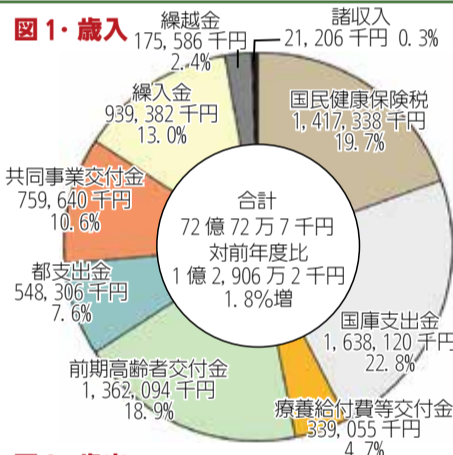
市民のひろば
〈催し物〉
▼ボイスカウト餅つき体験（費用無料）
【日時・場所】1月17日（日）午前11時～午後1時・扶桑会館※直接会場へ。
【対象】年長児・小学2年生程度（保護者同伴）
【内容】餅つき、ゲーム等
【問合せ】ボイスカウト福生第1・2団・佐藤 ☎ 552・7530

市内の事業者の方へ
～小規模契約事業者登録の申請を受け付けています～
・小規模契約事業者登録制度について
【制度の目的】市が発注する小規模かつ簡易な物品購入及び委託等（工事を除く）に係る契約を希望する事業者の方に登録していただき、市内事業者の受注機会の拡大と市内経済の活性化を目的に実施しています。
【対象となる契約】〈物品〉 予定価格が80万円未満の購入契約 〈印刷〉 予定価格が130万円未満の請負契約 〈物件の借入れ（リース契約等）〉 予定価格40万円未満の賃貸借契約 〈その他〉 予定価格が50万円未満の契約
【登録できる方】本店の所在地が市

内にあり、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格を有していないこと。市税の滞納がないこと。
・登録方法
【申請期間】随時受け付けます。（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）
【申請場所】市役所第一棟5階契約管財課契約係窓口または郵送（〒197-8501 福生市本町5）
【提出書類】申請書等一式※申請書は契約係で配布（市ホームページからもダウンロードできます。）
【登録有効期間】登録の効力が発生した日の属する年度の4月1日から起算して3年間
【問合せ】契約管財課契約係 ☎ 551・1539

市内の事業者の方へ
～小規模契約事業者登録の申請を受け付けています～
・小規模契約事業者登録制度について
【制度の目的】市が発注する小規模かつ簡易な物品購入及び委託等（工事を除く）に係る契約を希望する事業者の方に登録していただき、市内事業者の受注機会の拡大と市内経済の活性化を目的に実施しています。
【対象となる契約】〈物品〉 予定価格が80万円未満の購入契約 〈印刷〉 予定価格が130万円未満の請負契約 〈物件の借入れ（リース契約等）〉 予定価格40万円未満の賃貸借契約 〈その他〉 予定価格が50万円未満の契約
【登録できる方】本店の所在地が市

平成 26 年度福生市の国民健康保険特別会計決算
状況をお知らせします 【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640
平成 26 年度の国民健康保険特別会計決算は、平成 25 年度に引き続き黒字となりました。これは、保険給付費が前年度に比べ減少したこと、また前年度繰越金があったことなども要因として考えられますが、一般会計からの7億円の赤字の補てんも行っており、結果的に黒字となったもので、依然として苦しい運営の状況は変わっていません。
〈平成 26 年度決算の傾向〉
平成 26 年度は、歳出の保険給付費（医療費等の現物給付と現金給付との合計額）が、前年度比較で0.9%（約3,823万円）減少となりました。また、歳入の国庫補助金は24.3%（約5,286万円）の増加となっています。これは、特別調整交付金が収納率向上により増となったことが主な要因です。
〈加入世帯・被保険者数の状況〉
平成 27 年 3 月末現在、加入世帯数は11,943世帯、被保険者数は18,784人で、市全体に占める割合は、世帯数が約40%で被保険者数が約32%となっています。
〈歳入・歳出及び財源状況〉
●歳入（図1）
被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約20%です。また、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れられた金額（一般会計繰入金）は、全体の約13%にのぼり、国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払の不足額を補うための赤字補てん分が含まれています。



年度現年度保険税のみでは約12億8,164万1千円になります。本来見込まれていた収入予定額（調定額）は26年度現年分のみで約14億3,462万7千円で、収入予定額から実収入額を引くと約1億5,298万6千円という金額が出てきます。この金額が26年度末で未収となりました。現年度分収納率では、前年度の89.2%から平成26年度は89.3%となり、0.1ポイント上がっています。

もし1億5,298万6千円が納付されていれば、26年度は一般会計からの純粋な財源不足（赤字）補てん額は7億円です。財源不足（赤字）補てん額は約5億5千万円で済んでいたことになります。

●納付にご協力を
被保険者が相互に支え合う「互助の精神」の実践が国民健康保険の制度の維持につながります。納期内納付が困難なときは、ご相談にも応じています。

●「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を通知します
対象の方に通知をお送りしています。通知には現在の使用薬品、1日分の使用量・院内外の処方区分、現在使用している薬の自己負担額と、その薬をジェネリック医薬品に変更した場合の節減額が表示されています。ジェネリック医薬品の利用については、医師、薬剤師にご相談ください。

●保険証の医療機関への提示について
医療機関等で保険適用の医療行為や調剤を受ける際は、保険証を必ず提示してください。提示しない場合や有効期限が過ぎている場合、保険適用による医療が受けられないことがありますので、ご注意ください。

【地域の安全を守る防犯パトロール】年末は、空き巣や火事が特に多くなります。地域の皆さんが平穏に年の瀬を過ごし、笑顔で新年を迎えられるよう、町会・自治会では「安全で安心して暮らせるまち」を合言葉に年末防犯パトロールを行っています。住民の方の参加もお待ちしています。【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062